

## 第1章 総則

### (契約約款の適用)

第1条 株式会社有明ねっこむ（以下「当社」といいます。）は、当社の提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、本サービスを利用する者（以下「契約者」といいます。）に対し、以下のとおり契約約款を定めます。

### (通知)

第2条 当社から契約者への通知は電子的方法による通知をもって書面による通知と同等とみなし、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

3 契約者は、当社が電子メールで送信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、契約者がそのサーバーに配置された電子メールを画面上に表示し、内容を熟読して、確認することをいいます。

### (契約約款の変更)

第3条 当社は、この契約約款を隨時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の契約約款の内容を契約者に通知するものとします。

### (合意管轄)

第4条 本サービスに関連して、契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

### (準拠法)

第5条 この契約約款（この契約約款に基づく利用契約を含むものとします。以下、同じとします。）に関する準拠法は、日本法とします。

### (協議)

第6条 この契約約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

## 第2章 本サービス契約の締結等

### (利用契約の単位)

第7条 利用契約は、別表1に規定する本サービスの種類ごとに締結されるものとします。

### (利用の申込)

第8条 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、この契約約款を承諾していただいた上で、必要事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出するものとします。

(承諾)

第9条 利用契約は、前条（利用の申込）に定める方法による申込に対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信した時に成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が日本国外に居住する場合。
- (2) 本サービスの利用の申込の際に虚偽の届出をしたことが判明した場合。
- (3) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなった時、もしくは申込者が公租公課の滞納処分を受け、または支払いの停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、和議開始、会社更生手続き開始、会社整理開始または特別清算開始の申し立てがあるなど、本サービスの利用料金等の支払いを怠るおそれが明らかな時または債務の履行が困難と想定される時。
- (4) 本サービスの利用料金の決済に用いる申込者が指定する預金口座の利用が認められない場合。
- (5) 申込者が未成年者、被保佐人または成年被後見人のいずれかであり、利用の申込の際に法定代理人または保佐人の同意等を得ていなかった場合。
- (6) 申込者が、申込以前に当該本サービスの提供に関する利用契約が当社から解約されている場合、または本サービスの利用が申込の時点で一次停止中である場合。
- (7) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合。
- (8) その他前各号に準じる場合で当社が適当でないと判断した場合。

(利用前の準備)

第10条 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するためには必要な通信機器、ソフトウェアまたは電話利用契約等を準備するものとします。

(契約者の地位の承継)

第11条 相続または法人の合併により契約者の地位を承継したものは、承継をした日から6ヶ月以内に当社所定の書類を当社に提出するものとします。

2 当社は契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項（契約者の地位の承継）と同様であるとみなして前項の規定を準用します。

- (1) 個人から法人への変更の場合。
- (2) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更の場合。
- (3) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更の場合。
- (4) 契約者である任意団体の代表者の変更の場合。
- (5) その他前各号に類する変更の場合。

(契約者の名称等の変更)

第12条 契約者は、その氏名もしくは法人名または住所もしくは所在地または本サービスの利用料金の引落口座を変更したときは、速やかに当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

2 前項に定める場合を除き、契約者は、利用の申込に際して当社に通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項および変更予定日等を記入の上、変更予定期の10日前までに当社に提出するものとします。

#### (利用契約の変更)

第13条 契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続きにより当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第9条（承諾）の各号のいずれかに該当する場合には、変更を承諾しないことがあります。

#### (契約者からの解約)

第14条 契約者が利用契約の解約を希望する場合には、解約希望月の20日までに当社所定の解約届を当社に提出するものとします。毎月20日（当日を含む）までの届出の場合は当該月末に解約となり、21日以降となった場合には翌月末の解約となります。従って、契約者は月の途中で解約することはできません。

2 解約時までの契約者の本サービス利用により発生したすべての債務は解約後といえども存続し、契約者は当社に対しその債務の履行義務を負います。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、契約者が解約に伴って当社に対してなんらかの請求権を取得することは一切ありません。

#### (当社からの解約)

第15条 当社は、第34条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

2 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第9条（承諾）の第3号、第5号もしくは第6号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、第34条（利用の停止）および前項の条項にかかわらずその利用契約を即時解約できるものとします。

3 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告します。

4 利用契約を解約された場合、当該契約者は、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わぬものとします。

#### (権利の譲渡制限)

第16条 この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスを受ける権利は譲渡することができません。

### 第3章 サービス

#### (サービスの種類と内容)

第17条 本サービスの種類およびその内容は、別表1に規定するところによります。

2 当社は、本サービスについて理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本サービス内容の全部または一部を変更・追加・廃止することができます。

#### (サービスの提供区域)

第18条 本サービスの提供区域は、この契約約款で特に定める場合を除き、日本全国とします。

#### (本サービスの廃止)

第19条 当社は、事業上の都合により本サービスの全部または一部を、一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3カ月前までに通知するものとします。

### 第4章 利用料金

#### (本サービスの利用料金)

第20条 本サービスの利用料金は、別表1に定めるとおりとします。

#### (利用料金の支払い義務)

第21条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。

2 前項の期間において、第32条（保守等によるサービスの中止）に定める本サービスの提供の中止、その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた時であっても、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。ただし、定額制による本サービスの利用について、当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態が24時間以上となる場合、本サービスの利用ができなかつた期間に対応する利用料金およびこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

3 第34条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。

#### (利用料金の支払方法)

第22条 契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、当社が指定する方法で支払うものとします。

#### (延滞利息)

第23条 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年率14.5%（年利換算）の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一緒にして、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

### 第5章 契約者の義務等

#### (ユーザIDおよびパスワード)

第24条 契約者は、ユーザIDを第三者に貸したり、第三者と共有しないものとします。

2 契約者は、ユーザIDに対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3 契約者は、契約者のユーザIDおよびパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または過失によりユーザIDまたはパスワードが他者に利用された場合には、この限りではありません。

せん。

(自己責任の原則)

第25条 契約者は、本サービスの利用に伴い他者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対してクレームを通知する場合においても同様とします。

2 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

(禁止事項)

第26条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (5) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為。
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (7) 本サービスにより利用しうる情報を改竄または消去する行為。
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為。
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為。
- (11) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (12) その他法令もしくは公序良俗に違反し、または他者に不利益を与える行為。
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (14) その他、当社が不適切と判断する行為。

(契約者の関係者による行為)

第27条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第26条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

## 第6章 当社の義務等

### (当社の維持責任)

- 第28条 当社は、当社のインターネット接続サービス用設備を本サービスとして円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。
- 2 当社は、当社の設置したインターネット接続サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかにインターネット接続サービス用設備を修復または復旧します。
  - 3 当社は、インターネット接続サービス用設備等の設置、維持および運営に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

### (通信の秘密の保護)

- 第29条 当社は関連法令に従い、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
- 2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
  - 3 当社は、契約者が第26条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

### (個人情報の保護)

- 第30条 当社は関連法令に従い、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報（あわせて以下「個人情報等」といいます。）を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。
- 2 当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。
  - 3 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
  - 4 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。
  - 5 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。ただし、利用契約の終了または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

## 第7章 利用の制限、中止および停止

### (利用の制限)

第31条 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

### (保守等によるサービスの中止)

第32条 当社は次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社のインターネット接続サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
  - (2) 前条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (情報等の削除等)

第33条 当社は、契約者による本サービスの利用が第26条(禁止事項)の各号のいずれかに該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第26条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が受信、閲覧できない状態に変更します。
- (5) 第34条に基づき本サービスの利用を停止します。
- (6) 第15条に基づき利用契約を解約します。

2 前項の措置は第25条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

### (利用の停止)

第34条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの料金を支払わない場合。
- (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。
- (3) 本サービスの利用者が第26条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(情報等の削除等)第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- (4) 前各号のほかにこの契約約款に違反した場合。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第8章 損害賠償等

### (損害賠償の制限)

第35条 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して72時間以上その状態が継続した場合に限り、1料金月の基本料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わずに特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

2 利用不能が当社の故意または重大な過失により生じた場合には、前項は適用されないものとします。

### (免責)

第36条 当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合についてはこの限りではありません。

2 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等について、一切責任を負わないものとします。

以上

付則 この契約約款は、2001年11月1日より有効となります。